



い、所要の変更を行うものです。

10「狛江市土地開発公社定款の変更について」は、文言等の整理に伴い、所要の変更を行うものです。

11「狛江市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、委員の任期満了に伴い、地方税法第423条第3項に規定する議会の同意を求めるものです。

12「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、人権擁護委員の候補者として、法務大臣に対し推薦するために議会の意見を求めるものです。

市 長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項2「狛江市総合的な主権者教育計画（第2期）（案）について」を説明してください。

部 長 10月19日の庁議からの修正点について説明します。「第1章 計画の概要」の「(3) 計画期間」について、「計画期間については、設定せず、今後の社会情勢等に鑑みながら、必要に応じて見直しを行う」としていましたが、より適切な進捗管理を行っていくため、計画期間を令和12年度までの10年間とし、中間年度である令和7年度において、見直しについて検討を行うこととしました。また、15ページに成年年齢の引下げに伴った事業として、引下げに伴う最も大きな影響として、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになることにより、消費者トラブルの被害等が考えられることから、消費者行政の推進をはじめとした、高校生及び大学生世代への啓発、サポート等を進めていくとして、「高校・大学世代への働きかけ」を、今後取り組んでいく事業として加えました。

市 長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項3「狛江市中期財政計画（令和3年度ローリング版）（案）について」は、狛江市行財政改革推進本部で承認したので、案のとおり決定します。

市 長 次に、報告事項1「令和3年度昇任試験の実施について」を説明してください。

部 長 令和3年度昇任試験を令和3年12月19日に実施します。対象職種は「主任」、「管理職」、「技能・労務系職員主任」、「技能・労務系職員主査」及び「技能・労務系職員統括主査」で、それぞれの受験資格については、資料の実施要項のとおりです。今年度より管理職昇任試験については試験内容のうち論文試験を変更し、一次試験において企画書審査及び勤務評価とし、二次試験においては、一次試験合格者に企画書を基にした5分間のプレゼンテーション試験を行うものとします。なお、各職種の対象人数は、主任が176名、管理職が49名、技能・労務系職員主任が3名、技能・労務系職員主査が12名、技能・労務系職員統括主査が1名です。

市長 続いて、報告事項2「狛江市まるごと美術館の拡充について」を報告してください。

部長 令和3年度実施する主な事業は、「巨大絵手紙の増設」、「絵手紙ポストラッピング」及び「絵手紙ショーケースの設置」の3点です。巨大絵手紙については、市制施行50周年記念誌の表紙にも採用させていただいた小池邦夫氏デザインの絵手紙を新たに狛江駅北口ロータリーの排気塔西側の面に設置します。設置に伴い、11月23日に、狛江駅北口交通広場にて、除幕式を執り行います。

絵手紙ポストラッピングについては、11月中旬より、市内9箇所の郵便ポストに、絵手紙ラッピングを施します。ラッピングを行う絵手紙については、小池氏の作品及び実行委員の皆様が今回のために市内風景をかき下した絵手紙をそれぞれ、市内各郵便局前のポスト7箇所と狛江駅北口及び市役所前にあるポストに貼り付けます。

最後に、「絵手紙ショーケースの設置」については、庁舎2階の前オリパブスにショーケースを設置し、小池氏が実際に使用していた絵手紙道具や書籍等を展示します。展示は、巨大絵手紙除幕式翌日の11月24日から開始します。

市長 続いて、報告事項3「あいとぴあレインボープラン狛江市第4次地域福祉計画進捗管理令和2年度報告書、狛江市高齢者保健福祉計画進捗管理令和2年度報告書及び狛江市障がい者計画進捗管理令和2年度報告書について」を説明してください。

部長 10月12日庁議からの変更点としては、あいとぴあレインボープラン狛江市第4次地域福祉計画進捗管理新旧対照表の1ページの基本目標1(1)①の「実施につなげる必要がある。」という文言を「実施につなげていく。」という文言に修正しました。また、あいとぴあレインボープラン狛江市障がい者計画進捗管理新旧対照表の2ページの子ども発達教室“ぱる”について「子ども発達教室“ぱる”の在り方を地域療育全体で検討していく。」と修正しています。

市長 続いて、報告事項4「プラスチック類ごみの分別収集と再資源化の検討開始について」を説明してください。

部長 地球規模の資源・廃棄物制約や海洋プラスチックごみ問題等、プラスチックの資源・環境両面の諸課題解決を目指し、令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。本法律は、プラスチック使用製品について業界や製品にとらわれず、素材の観点から横断的な取組を促すもので、市町村には、家庭からのプラスチック類ごみを一括収集することが求められています。本法律の公布に伴い、市でもプラスチック類

ごみの分別収集の検討を、多摩川衛生組合構成市である稲城市と連携して行います。プラスチックの削減に取り組むため、都内では2例目となるプラスチックを製造販売している事業者に対し、市で回収したペットボトルを送付し、再利用する取組を行います。また、市内の各施設8箇所にはペットボトルを入れる回収ボックスを設置する予定です。

市長 続いて、報告事項5「狛江市立狛江第一小学校増築棟の竣工について」を説明してください。

部長 令和2年度から工事に着手していた、狛江市立狛江第一小学校の児童増に伴う増築棟が無事竣工しました。増築棟は、10月20日に施工業者より建物が引き渡され、3階部分は学校としての使用を開始しています。1・2階部分については、1階部分はKoKoA、2階部分は放課後クラブです。なお、引渡し日である10月20日が、東京都の新型コロナウイルス感染症に伴うリバウンド防止措置期間であったこと、また、学校等の準備も考慮し、内覧会は実施していません。

市長 その他ありますか。

部長 市民からの意見・問合せ等に対する対応についてです。市民からの意見・問合せ等に対する対応については、令和3年7月9日付け狛企秘発第000131号にて周知しています。市では、市民の市政に関する意見、質問及び要望等を広く聴くことにより、今後の市政運営の参考とすることを目的として「市長への手紙」制度を設けています。「市長への手紙」は、市民との協働によるまちづくりを進める手段の一つであり、市長に対して苦情を申し立てることを主目的に設けている制度ではありません。各部署において市民等からの苦情をはじめとした意見・問合せ等を受けた際には、「市長への手紙」制度の趣旨を踏まえた上で、「市長への手紙」の利用を勧めることは厳に慎み、各所管部署で誠意と責任を持った対応及び回答をしてください。各部長においては、各所属職員へも本内容を周知し、対応を徹底するようお願いします。

市長 他にありますか。

部長 聖火リレートーチの展示についてです。東京オリンピック聖火リレーは、7月9日に市内で行われる予定でしたが、公道での実施が中止となったことから、市民にオリンピック聖火リレートーチを見る機会を創出すること及び東京オリンピック・パラリンピックのレガシー創出のため、東京オリンピック・パラリンピックの聖火リレートーチをそれぞれ1基購入しました。購入したトーチについては、市役所2階の保険年金課向かいのショーケースや11月に開催される市民まつり、市民センター及び市民総合体育館等の市内公共施設での展示や市内小中学校への貸出し等により市民に見ていただく機会を設け、レガシー創出に努めます。

市 長 他にありますか。

部 長 基本的対策徹底期間における職場の対応についてです。本件は、10月24日で東京都におけるリバウンド防止措置期間が解除されたことに伴い、新たに10月25日から基本的対策徹底期間が設定されたことを受け、10月26日以降、各職場における対応について、各所属長に対して通知するものです。まず、出勤抑制については、引き続き在宅勤務、分散勤務及び時差出勤について原則として実施しないものとしますが、従前より認めていた夜間会議のための時差出勤に加え、併せて事務連絡として通知する「職員の在宅勤務の対象となる業務について」のみ可能とします。次に、絶対退庁時間については午後8時30分とし、会食については、人数制限は設けず、歓送迎会等の制限についても解除しますが、東京都が10月21日に発出した「基本的対策徹底期間における対応」3.（1）事業者向けの協力依頼等を遵守している店舗等を利用するようにしてください。

次に職員の在宅勤務の対象となる業務について、利用を限定し整理しました。やむを得ず在宅勤務の対象として認められる場合については、（1）新型コロナウイルス感染症に対する感染の疑いによる出勤抑制の場合、（2）家族の発熱、学校等の休業指示等により自宅待機が求められている場合、（3）突発的な事故等の発生により、緊急避難的に自宅で業務を行う場合及び（4）傷病等に伴い物理的に登庁することが困難な場合の4つのみとします。また、業務の特性により在宅勤務の対象として認められる場合については、（1）午後に半日単位の出張又は研修等が予定されている場合、（2）職員課が実施するオンライン研修に参加する場合及び（3）午後5時15分以降に開催時間が設定されるオンライン会議に参加する場合のみとします。在宅勤務制度については、10月26日から12月28日までの試行的な実施とし、その後効果を検証した上で、今後行政改革等の観点も含めて、制度の利用を改めて整理します。

次に、オンライン形式による庁内研修の実施に関する報告です。令和3年度に職員課において研修受講用iPadを導入し、8つの庁内研修を実施しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、集合研修では実施が難しくなっていたグループワークについては、受講者をオンライン上で少数のグループに分け、グループ内にのみで対話できるブレイクアウトルーム機能により、問題なく実施しています。また、集合研修ではホワイトボードやプロジェクターによる投影で表示していた情報についても、画面共有機能で資料表示することにより、従来の集合研修と同様の運用をしています。早急に活発な意見を交わす議論・討論がメインとなる研修については、従来の集合研修の方がより効果的に実施できます。また、マナー系研修において、実

際に身体を動かす実習やロールプレイには一部不向きな面があり、検証結果を踏まえ、今後行う庁内研修については、新型コロナウイルス感染者数が低位に推移する現在においては、一律にオンライン研修とするのではなく、研修内容を吟味し、その特性にあった方法を選択し、実施します。

市 長 他にありますか。

部 長 DV等支援措置者にかかる事務の検証結果報告についてです。市民課のDV支援ストーリー事務処理マニュアルにおける庁内関係部局への連携の部分について、2件の意見があり、具体的に部局名を入れるように修正を行います。要綱改正案についての意見・指摘等はなく、要綱改正の手続を進めます。

市 長 他にありますか。

部 長 地域課題解決型子ども議会のテーマ設定についてです。令和3年度新規事業である地域課題解決型子ども議会事業について10月17日及び24日に4回にわたりワークショップを実施しました。ワークショップでは、事前に様々な地域団体を招いてゲストティーチャーによる現状把握等を行った上で、3つのグループに分かれて、ブレインストーミングをベースに検討を行いました。子どもたちからの提案は、11月7日の市議会議場で子ども議会において、提案や質問を受け、答弁をお願いします。質問は一般質問形式がベースですが、グループ毎に登壇し、自席には戻らず、その場で複数の質問を行います。答弁は、1人ずつの質問に対して行います。当日のSNSの運用についても今後検討します。

市 長 他にありますか。

部 長 11月児童虐待防止推進月間におけるオレンジリボンバッジ着用のお願いについてです。内閣府及び厚生労働省では、毎年11月を児童虐待防止推進月間と位置づけ、集中的な広報・啓発活動を行っています。同様に、11月に市民、地域関係者向けに児童虐待防止に関する啓発活動を行っています。市長、副市長、教育長及び管理職の皆様は、オレンジリボンバッジを着用していただき、啓発活動への協力をお願いします。また、公立保育園4園の園長については、職務上の安全を配慮し、ピンバッジではなく、手作りのオレンジリボンを着用していただくようお願いします。なお、児童虐待防止月間中である11月15日から26日まで、庁舎ロビーでパネル展示等を行うほか、本庁舎、市民センター、あいとぴあセンター及びひだまりセンターのトイレの個室に児童虐待防止を呼びかけるトイレトペーパーを設置し、市民の方に児童虐待防止への啓発を行います。

市 長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、11月2日午前9時00分から開催します。